

【2020.11.1から】

## 屋内甲州市社会体育施設利用ガイドライン

新型コロナウイルスが感染する要因の一つである3密を回避するため、県の指針を準用し、条件付きで開放する。また、大会・イベントなどについては、日本スポーツ協会の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に沿った活動を行うこと、各中央競技団体が作成する「競技別のガイドライン」を確認した上で施設の利用をお願いします。状況などにより、開放情報及び利用条件について変更があります。

### (1) 密集の回避

- 入場者を制限することにより混雑度を管理する。
- 滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
- イベントなどを制限することにより施設内で過度に人が密集する機会を減らす。
- 利用対象者について
  - ・県民に限定する。
  - ・高校生以下のみの利用は、不可とする。（保護者又は保護者に代わる人の同伴については可。）
- 開放する施設について
  - ・塩山体育館、塩山ふれあい館、塩山B & G海洋センター、勝沼体育館、勝沼弓道場、勝沼勤労者体育館、やまとの杜アリーナ、武田の郷錬成館、**塩山柔道場**
- 利用目的について
  - ・近距離での人との接触を伴わないスポーツ及びレクリエーション活動。（近距離での人との接触を伴う活動を行う場合、各中央競技団体の競技別ガイドラインを遵守する。）
  - ・大会及びイベントを目的とした利用は、主催者側に本ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染予防が図れると判断できる場合には、利用を可能とする。（大会とは、公式・非公式練習試合、交流試合等、2チーム（2団体）以上が同時時間帯に集まるもの及び不特定の方が集まるものとする。）
  - また、観客を入場させる場合、大声での声援や会話を控え、選手等と観客が大会及びイベント前後・休憩時間等に接触しないような措置を講じること。
- 利用人数について
  - 各施設の、利用できる人数の上限を以下の通りとする。（床面積に対し一人あたり8㎡、体育施設以外は、3㎡）

・塩山体育館	アリーナ	270人
	会議室 ※繋げての使用に限る	30人
	トレーニングルーム	40人
・塩山ふれあい館	多目的ホール（畳の間）	50人
	第2会議室・研修室・工作実習室（板の間）	30人
	第1会議室・研修室	20人
・ <b>塩山柔道場</b>	<b>柔道場</b>	<b>14人</b>
・勝沼体育館	1階競技場	130人
	2階競技場	20人
・勝沼勤労者体育館	競技場	70人
・勝沼弓道場	弓道場	20人
・やまとの杜アリーナ	アリーナ	70人

- ・武田の郷錬成館 競技場
- ・塩山 B & G 海洋センター (指定管理先のガイドラインによる)

40 人

### ○ 利用団体数について

- ・同一時間帯に複数の団体の利用を可とする。

### ○ 利用時間について

- ・次に利用する団体との接触を避けるため、利用開始時間より前に入館しないこと。また、利用時間内にすべての片づけを終わり速やかに退館すること。

## (2) 密接、密閉の回避

□利用者には下記のことを遵守し、利用するよう徹底する。

### ○ 換気設備の利用等

- ・利用中は、換気扇の利用、換気用の小窓をあける等換気に配慮すること。窓等の開放が十分に出来ない場合は 30 分に 1 回、5 分程度 2 方向の窓を全開すること。
- ・更衣室の利用については、不可とする。

### ○ 人と人との距離の確保

- ・利用中は、1 m (マスク着用のない場合は 2 m) 以上の対人距離を確保して利用すること。また、近距離での対面会話や発声は控えること。

## (3) その他の感染防止対策

□利用者には下記のことを遵守し、利用するよう徹底する。

### ○ 消毒の実施

- ・利用者は入館時に手指の消毒を行うこと※消毒液は利用者が準備。
- ・利用者は、他団体への感染予防の為、ドアノブ、蛇口、電源スイッチ、競技用備品等接触回数が多い部分について必ず除菌を行うこと。

### ○ マスクの着用

- ・マスク非着用者の施設利用はできない。(プレーを行ってない時は、必ずマスクを着用すること。)

### ○ 体調のチェック

- ・利用団体代表者の責任において、利用前に検温及び体調確認を必ず行うこと。  
(利用前 2 週間以内に発熱(例えば平熱より 1 度以上)や軽度であっても風邪症状(咳や喉の痛みなど)、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害、だるさ・息苦しさ等の症状がある場合や同居親族・身近な知人に感染が疑われる方がいる又はご自身や同居している方に海外への渡航歴がある場合は、施設の利用はできません。)
- ・利用者は、利用前に全員検温し、利用者向けチェックリスト及び利用者名簿を各社会体育施設受付窓口に提出すること。

### ○ 利用者の把握

- ・利用団体代表者は、1 カ月程度、参加者の氏名、住所、連絡先等を保管しておくこと。
- ・利用者には、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促すこと。
- ・利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルスに感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに報告すること。

### ○ 飲食について

- ・施設内の飲食については禁止とする。(熱中症予防の水分補給可。)

### ○ ゴミについて

- ・利用中に排出したゴミについてはすべて持ち帰ること。

○ トイレの利用について

- ・トイレの利用後は蓋を閉めて汚物を流すこと。
- ・ハンドドライヤー、共通のタオルは、使用禁止とする。
- ・他団体への感染予防のため、便座、洗浄レバー、蛇口等接触回数が多い部分について必ず除菌を行うこと。

※ 利用時、利用団体代表者には、チェック表で確認を行うとともに、同意の署名をお願いする。

※ 施設管理者は、上記事項が遵守されているか利用時間内に立入検査を行う事が出来るものとし、早急に改善できない場合は、利用許可を即刻取り消すことが出来るものとし、その場合は、収めた使用料の返還は行わないこととする。

※ この利用条件は、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によりその都度変更するものとし、利用者は、当日の利用条件を遵守こととする。

甲州市教育委員会 生涯学習課